

三重県認知症疾患医療センター（連携型）指定要領

1 目的

この要領は、認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（平成29年3月27日付老発第0704第5号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）に基づく認知症疾患医療センター（連携型）（以下「センター」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定基準

実施要綱3における設置基準によるものとする。

3 指定予定者の選定

知事は、センターを指定しようとする場合には公募を行い、応募があった病院又は診療所（以下「病院等」という。）の中から、三重県認知症医療センター（連携型）選定会議（以下「選定会議」という。）において、指定予定者を選定する。

なお、選定会議の運営、選定方針、公募に係る事項は別に定める。

4 申請

上記3により選定された病院等の開設者は、センター指定申請書（第1号様式）により、知事に申請するものとする。

5 指定

知事は、指定申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、厚生労働省に協議したうえで指定するものとする。

5 通知及び報告

知事は、前項の指定をしたときは、センター指定書（第2号様式）により、申請者に通知するとともに、厚生労働省に報告するものとする。

また、前項の指定をしなかったときは、その旨申請者に通知するものとする。

6 指定期間

指定期間は、指定した日から1年以内とし、知事が定めるものとする。

7 指定の取消

知事は、実施要綱に基づく指定基準を満たさなくなった場合、又は当該病院等の開設者から指定の辞退の申し出があった場合、若しくはやむを得ない理由があると認めたときは、指定を取り消すことができる。

なお、指定を取り消したときは、センター指定取消書（第3号様式）により、

当該病院等の開設者に通知するとともに、厚生労働省に報告するものとする。

8 変更届

センターの指定を受けた病院等の開設者は、センター指定申請書の記載事項に変更のあったときは、センター申請事項変更届（第4号様式）により、知事に届け出なければならない。

9 実績報告

センターの指定を受けた病院等の開設者は、以下の（1）から（3）に係る年間の実績を、実績報告書（第5号様式）により翌年度の4月20日までに、県あて報告するものとする。

（1）認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数

（2）入院件数（センターを運営している病院における入院及び連携先の病院における入院（センターを運営している病院との連携による入院に限る。それぞれの件数）

（3）専門医療相談件数（電話による相談及び面談による相談それぞれの件数）

附 則

この要領は、平成29年7月12日から施行する。